改正後「「黄男儿演業年給江游行為貝(「青男男財民所不三十九年第四十六年」は即で	农旧温
于葉県火薬類取締法施行額則 	于葉県火薬類取締法施行領別。
昭和三十九年七月十四日子妻県少淳業軍総治が存総員	
改正 昭和五三年 四月 一日規則第 平成 二年 二月二三日規則第	改正 昭和五三年 四月 一日規則第 平成 二年 二月二三日規則第
平成一二年(三月二四日規則第 平成一七年(三月一八日規則第	平成一二年(三月二四日規則第 平成一七年(三月一八日規則第
于葉県火薬類取締法施行細則 三四号	于葉県火薬類取締法施行細則 二三号 三四号
(趣旨) 一种原义 落果 电路 污秽 行 然 思	(趣旨) 工事以表表用然分析/
という。)の施行について、火薬類取締法施行令(昭和二十五年政令第三百寅一名 この対則は、少募業甲絡法(明末二十五年法信負目以十九号、以下、法)	という。)の施行について、火薬類取締法施行令(昭和二十五年政令第三百第一条 この規則は、火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号。以下「法」
二十三号。以下「政令」という。)及び火薬類取締法施行規則(昭和二十五 という。)の旅行はこいで、ケ済業単絡活旅行を(昭和二十五年政令第三百	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	年通商産業省今第八十八号。以下「省令」という。) に定めがあるもののほ 二十三号、以下、政令」という。) 及び少妻類耶絡泛が行移貝(昭和二十五
か必要な事頃を定めるものとする。 年通商産業省今第八十八号。以下「省令」という。) に定めがあるもののほ	か必要な事頃を定めるものとする。「ないるを直縁をする。」ない。「は、ないない。」は、は、ない、いい、いい、いい、いい、いい、いい、いい、いい、いい、いい、いい、いい、
(火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請)	(火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請) た必要な事項を定めるものとする
第二条(省今第十五条の規定により火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示を受けよう」(ソ済虐りソ済業財高以所おう申請)	
とする者は、火薬庫外火薬類貯蔵場所指示申請書(別記第一号様式)に付近	
見取図、貯蔵場所の構造及び設備の明細書を添付して知事に提出しなければ、してる者は、分変原外の変熱則高は所持元目詩書(居計第一号様式)は付近	
ならない。 「1977年は、1978年は、1978年は、1978年においます。」 「1978年は、1978年は、1978年においます。	ならない。 「1977年は、1978年は、1978年には、
一部改正(平成二年規則三号)	一部改正(平成二年規則三号)
((貯蔵火薬類等変更届)
第三条(省今第八十一条の十四の表第七号に掲げる届出書は、貯蔵火薬類等変」(明高と乳料等変更属)	
更届(別記第二号様式)とする。	更届(別記第二号様式)とする。
一部改正(平成一二年規則二三号)	一部改正(平成一二年規則二三号)
(火薬庫承継属の添付書類)	(火薬庫承継届の添付書類)
第四条(省今第十四条の二の火薬庫承継届には、前所有者の火薬庫譲渡証又は「(ノミルス終斥の注付言料)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
契約書の写しを添付しなければならない。	契約書の写しを添付しなければならない。
(河淋巴際計画)	(河業 6 曜 1 厘)
	第五条 法第十六条の規定による営業の全部又は一部の廃止の届は、営業の一(官員)は
部廃止届(別記第三号様式)により行うものとする。	部廃止届(別記第三号様式)により行うものとする。
一部改正(平成一七年規則三四号)	一部改正(平成一七年規則三四号)
(譲渡許可証等の継続交付)	(譲渡許可証等の継続交付)

改正後

第六条,省令第三十八条第一頃の譲渡許可证の譲受人記載欄又は譲受許可证の|第六条,省令第三十八条第一頃の譲渡許可证の譲受人記載欄又は譲受許可证の 譲渡人記載欄に余白がなくなつたときは、別記第四号様式により届け出て、 許可证の継続交付を受けることができる。

全部改正(平成一七年規則三四号)、一部改正(平成一七年規則三 田町)

(火薬類所有権取得届)

取得届(別記第五号様式)とする。

一部改正(平成一二年規則二三号・一七年三四号)

(火薬類消費許可申請書の添付書類)

第八条(省今第四十八条第一頃の火薬類消費許可申請書には、火薬類消費計画(第八条)省令第四十八条第一頃の火薬類消費許可申請書には、消費計画書(別 消費する場合を除く。

|2 省今第四十八条第一項の火薬類消費計画書は、煙火の消費に係るものにつ|2 省令第四十八条第一頃の火薬類消費計画書は、煙火の消費に係るものにつ いては、煙火消費計画書(別記第七号様式)とする。

一部改正(平成一七年規則三四号)

(火薬類廃棄許可申請書の添付書類)

る書類を添付しなければならない。

大薬類廃棄従業者名簿(別記第八号様式)

二 廃棄場所を示す図面

一部改正(平成一七年規則三四号)

(保安教信計画認口申請)

第十条 法第二十九条第一項の規定による保安教育計画の認可の申請は、保安(第十条 法第二十九条第一項の規定による保安教育計画の認可の申請は、保安 教育計画認可申請書(別記第九号様式)により行うものとする。

一部改正(平成一七年規則三四号)

(保安教育計画者指定取消申請)

教育計画者指定取消申請書(別記第十号様式)により行うものとする。

一部改正(平成一七年規則三四号)

(保安責任者等の選圧及び解圧届)

法第三十三条第二頃の規定による保安責任者の代理者の選任又は解任の届

改正前

譲渡人記載欄に余白がなくなつたときは、別記第四号様式により届け出て、 許可证の継続交付を受けることができる。

> 全部改正〔平成一七年規則三四号〕、一部改正〔平成一七年規則三 田町)

(火薬類所有権取得届)

第七条(省今第八十一条の十四の表第十五号に掲げる届出書は、火薬類所有権|第七条(省今第八十一条の十四の表第十五号に掲げる届出書は、火薬類所有権| 取得届(別記第五号様式)とする。

一部改正(平成一二年規則二三号・一七年三四号)

(火薬類消費許可申請書の添付書類)

る場合を係く。

いては、煙火消費計画書(別記第七号様式)とする。

一部攻正(平成一七年規則三四号)

(火薬頻廃棄許可申請書の添付書類)

|第九条 省今第六十五条第一頃の火薬類廃棄許可申請書には、次の各号に掲げ||第九条 省今第六十五条第一頃の火薬類廃棄許可申請書には、次の各号に掲げ る書類を添付しなければならない。

二 廃棄場所を示す図面

一部改正(平成一七年規則三四号)

(保安教信計画認口申請)

教育計画認可申請書(別記第九号様式)により行うものとする。

一部改正(平成一七年規則三四号)

(保安教育計画者指定取消申請)

第十一条(省今第六十七条の七第四頃の規定による指定取消しの申請は、保安(第十一条)省今第六十七条の七第四頃の規定による指定取消しの申請は、保安 教育計画者指定取消申請書(別記第十号様式)により行うものとする。

一部改正(平成一七年規則三四号)

(保安責任者等の選圧及び解圧届)

第十二条、法第三十条第三頃の規定による保安責任者及び副保安責任者並びに第十二条、法第三十条第三頃の規定による保安責任者及び副保安責任者並びに 法第三十三条第二頃の規定による保安責任者の代理者の選任又は解任の届

改正後

は、保安責任者(代理者)選任・解任届(別記第十一号様式)により行うも のとする。

一部改正(平成一七年規則三四号)

(定期自主検査計画届及び報告書)

- | 変更の届は、定期自主検査計画(変更)届(別記第十二号様式)により行う|| | 変更の届は、定期自主検査計画(変更)届(別記第十二号様式)により行う ものとする。
- 期自主検査報告書(別記第十三号様式)により行うものとする。

一部改正 (平成一七年規則三四号)

(安定度試験報告)

第十四号様式)により行うものとする。

一部改正(平成一七年規則三四号)

(火薬類製造等報生)

第十五条(省今第八十一条の十四の表第一号、第四号、第八号及び第十二号に|第十五条(省今第八十一条の十四の表第一号、第四号、第八号及び第十二号に 掲げる報告書は、それぞれ火薬類製造報告書(別記第十五号様式)、火薬類| 服完報告書(別記第十六号様式)、 火薬庫出納報告書(別記第十七号様式) 及び火薬類消費報告書(別記第十八号様式)とする。

一部改正(平成二年規則三号・一二年二三号・一七年三四号)

(毘出書類部数)

第十六条、法、省令及びこの御乳の規定により提出する申請書等は、二部とする第十六条、法、省令及びこの細乳の規定により提出する申請書等は、二部とする 十五条第一項の許可について県公安委員会の意見をきく場合に提出する申請 書は、三部とする。

一部改正(平成一七年規則三四号)

この規則は、昭和三十九年七月一日から施行する。

附 副(昭和五十三年四月一日規則第十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 则(平成二年二月二十三日規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 副(平成十二年三月二十四日規則第二十三号)

改正前

は、保安責任者(代理者)選任・解任届(別記第十一号様式)により行うも のとする。

一部改正(平成一七年規則三四号)

(定期自主検査計画届及び報告書)

- 第十三条、法第三十五条の二第二頃の規定による定期自主検査計画の決定又は「第十三条、法第三十五条の二第二項の規定による定期自主検査計画の決定又は ものとする。
- |2.法第三十五条の二第三頃の規定による自主検査が終了した旨の報告は、定|2.法第三十五条の二第三頃の規定による自主検査が終了した旨の報告は、定 期自主検査報告書(別記第十三号様式)により行うものとする。

一部改正(平成一七年規則三四号)

(安定度試驗報告)

|第十四条 法第三十六条第一項の規定による報告は、安定度試験報告書(別記||第十四条 法第三十六条第一項の規定による報告は、安定度試験報告書(別記| 第十四号様式)により行うものとする。

一部改正〔平成一七年規則三四号〕

(火薬類製造等報告)

掲げる報告書は、それぞれ火薬類製造報告書(別記第十五号様式)、火薬類 **版元報告書(別記第十六号様式)、火薬庫出納報告書(別記第十七号様式)** 及び火薬類消費報告書(別記第十八号様式)とする。

一部改正(平成二年規則三号・一二年二三号・一七年三四号)

(提出書類部数)

る。ただし、法第五十二条第一項の規定により法第十七条第一項又は、第二一る。ただし、法第五十二条第一項の規定により法第十七条第一項又は、第二 十五条第一項の許可について県公安委員会の意見をきく場合に提出する申請 書は、三部とする。

一部改正(平成一七年規則三四号)

この規則は、昭和三十九年七月一日から施行する。

附 副(昭和五十三年四月一日規則第十八号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 副(平成二年二月二十三日規則第三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 副(平成十二年三月二十四日規則第二十三号)

松正 後	松 出症
この規則は、公布の日から施行する。	この規則は、公布の日から施行する。
附 則(平成十七年三月十八日規則第三十四号)	附 即(平成十七年三月十八日規則第三十四号)
((掲作悪田)
- この規則は、公布の日から施行する。	- この規則は、公布の日から施行する。
(叫理學類)	(媒凰 押 뻬)
この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙	この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙
は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用するこ	は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用するこ
とができる。	とができる。
記 品	記 温
第一 号 様式	第一 中 様 式
(無口條)	(無川硃)
一部改正〔昭和53年規則18号・平成2年3号・17年34号〕	一部改正 [昭和53年規則18号・平成2年3号・17年34号]
第二 中 様 江	
(無川條)	(無川硃)
	第二号 標式
(無口條)	(無旧帐)
(第六条) 第四号様式	(第六条) 第四号様式
第五号様式 通力(平向)(全型)(1)	第五号樣式
() () () () () () () () () ()	(紙力帐)
部改圧 [昭和53年期副18号・平成12年23号・17年34号]	
新六中様式 - Amin'in t 田本0000	第六号様式
((((((((((((((((((((
協松出 [)	
無七 中	継力心 無力心 禁力 が が が が が が が が が が が が が
(黑《徐箫二赋)	(((((((((((((((((((
6217世代 132 133 1	
第八号様式	第八号様式
(無元殊)	(無元殊)
一部改ப〔平成17年 段三34年〕	一部改ப(平成17年 段三34年)

	松 川湿
第九号様式	第九号様式
(無十株)	(無十帐)
一部改正 [昭和53年規則18号・平成17年34号]	一部改正 [昭和53年規則18号・平成17年34号]
第十 中 様式	第十 中 様式
(無十一株)	(無十1帐)
部改圧 [昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号]	一部改圧 [昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号]
第十一 中 様式	第十一 中 様 式
(無十二條)	(無十川帐)
一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号〕	一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号〕
第十二中様式	第十二 中様式
(無十川侏晄一區)	(無十川條無 賦)
一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号〕	一部改正〔昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号〕
第十二日本 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部 一部	第十川 中 様式
(無十川侏晄二点)	(無十川條無川區)
一部改正 [昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号]	一部改正 [昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号]
第十四中様式	第十 四 中 様 式
(無十国帐)	(無十 回條)
一部改圧〔昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号〕	一部改圧 [昭和53年規則18号・平成12年23号・17年34号]
第十五号様式	第十 五 中 様 式
(無十円株)	(無十戌株)
全部改正〔平成12年規則23号〕、一部改正〔平成17年規則34号〕	全部改正〔平成12年規則23号〕、一部改正〔平成17年規則34号〕
第十六中族式	第十六号様式
(無十旧株)	(無十戌株)
全部改正〔平成12年規則23号〕、一部改正〔平成17年規則34号〕	全部改正〔平成12年規則23号〕、一部改正〔平成17年規則34号〕
第十九0. 無十九0. 禁其	第十九00 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
(無十日株)	(無十戌株)
全部改正(平成12年規則23号)、一部改正(平成17年規則34号)	全部改正(平成12年期副23年)、一部改正(平成17年期副34年)
第十八号 核式	第十八号様式
(無十日株)	(無十日帐)
全部改正〔平成12年規則23号〕、一部改正〔平成17年規則34号〕	全部改正〔平成12年規則23号〕、一部改正〔平成17年規則34号〕